

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 政 情 報 文 書 課
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(デジタルみやぎ推進課)

一

告 示

○狩猟鳥獣の捕獲等の禁止

(自然保護課)

二

○鳥獣保護区の指定の解除

(自然保護課)

二

○平成十四年宮城県告示第九百七十九号(県設鳥獣保護区の設定)の一部

(自然保護課)

二

改正

○昭和三十七年宮城県告示第六百三十七号(鳥獣保護区の設定)の一部

(自然保護課)

二

正

○昭和四十七年宮城県告示第九百八十五号(鳥獣保護区の設定)の一部

(自然保護課)

三

正

○昭和五十七年宮城県告示第十二百二十八号(鳥獣保護区の設定)の一部

(自然保護課)

三

改正

○昭和五十八年宮城県告示第二百九十一号(鳥獣保護区の設定)の一部

(自然保護課)

三

正

○平成十四年宮城県告示第九百八十号(県設鳥獣保護区特別保護地区の設定)の一部

(自然保護課)

三

定)の一部

○平成十七年宮城県告示第千八百八十六号(銃猟禁止区域の指定)の一部

(自然保護課)

四

正

○平成十四年宮城県告示第九百八十二号(銃猟禁止区域の設定)の一部

(自然保護課)

四

正

ページ

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則(平成二十七年宮城県規則第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(条例第六条に定める事務)

○昭和四十七年宮城県告示第九百八十九号(銃猟禁止区域の設定)の一部

(同)

改正

○平成十五年宮城県告示第千一百六十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部

(同)

正

○保安林の指定実施要件の変更の予定

(森林整備課)

六

○建設業の営業の停止

(事業管理課)

六

○道路の区域変更

(道路課)

六

○道路の供用開始

(同)

七

公 告

○令和四年度自衛官候補生の募集

(市町村課)

七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(デジタルみやぎ推進課)

七

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(会計課)

一〇

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(契約課)

一〇

公 安 委 員 会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

一〇

正 誤

○宮城県公報第三四四号(令和四年十月七日付け)中

一一

第二条 条例第六条の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 庁舎管理規則（昭和四十年宮城県規則第六十四号）第三条第二項の表に規定する行政庁舎及び議会庁舎並びに地方合同庁舎及び地方庁舎への出入りに際しての本人確認の事務
- 二 庁舎管理規則第十四条第二項の表に規定する行政庁舎及び議会庁舎並びに地方合同庁舎及び地方庁舎の事務室等への出入りに際しての本人確認の事務

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百三十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第二項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 捕獲等を禁止する狩猟鳥獣
イノシシを除く狩猟鳥獣
- 二 捕獲等を禁止する区域

1 岩出山狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域

大崎市岩出山下野目地内国道四七号と市道新橋線との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を西及び南に進み市道城山西廻り線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道岩出山宮崎線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道南沢線との交点に至り、同所から同市道を北西進し大崎市岩出山いこいの森遊歩道を通じる作業道との交点に至り、同所から同作業道を北東及び南東に進み大崎市岩出山いこいの森櫛の木広場入り口に至り、同所から大崎市岩出山いこいの森遊歩道を東及び南東進し林道金沢線との交点に至り、同所から同林道を北東進し市道城山西廻り線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東進し市道蛭沢線との交点に至り、同所から同市道を北西進し管理用道路との交点に至り、同所から同道路を北進し大崎市岩出山五四林班との境界の接点に至り、同所から同境界を北西進し私設作業道との交点に至り、同所から同作業道を北及び東進し市道松沢線との交点に至り、同所から同市道を南東進し管理用道路との交点に至り、同所を東進し東日本旅客鉄道株式会社陸羽東線との交点に至り、同所から同線を北東進し国道四七号との交点に至り、同所から同国道を南東及び南に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 捕獲等を禁止する期間

令和四年十一月一日から令和九年十月三十一日まで（五年間）

○宮城県告示第七百三十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の指定を解除するので、同条第十項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る鳥獣保護区の名称

岩出山鳥獣保護区（昭和五十二年宮城県告示第八百六十一号）

二 解除に係る鳥獣保護区の区域

大崎市岩出山下野目地内国道四七号と市道新橋線との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を西及び南に進み市道城山西廻り線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道岩出山宮崎線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道南沢線との交点に至り、同所から同市道を北西進し大崎市岩出山いこいの森櫛の木広場に通じる作業道との交点に至り、同所から同作業道を北東及び南東に進み市有林三八林班ち小班と私有林三九林班い小班との境界線の交点（大崎市岩出山いこいの森櫛の入り口）に至り、同所から同境界線を北東進し林道早風線との交点に至り、同所から同林道を南東進し林道金沢線との交点に至り、同所から同林道を北東進し市道城山西廻り線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道蛭沢線との交点に至り、同所から同市道を北西進し大崎市立岩出山中学校敷地境界との接点に至り、同所から同境界を北東進し市道松沢線に通じる沢に接続し、同所から同沢を北東進し市道松沢線との交点に至り、同所から同市道を北西進し東日本旅客鉄道株式会社陸羽東線との交点に至り、同所から同線を北進し国道四七号との交点に至り、同所から同国道を南東及び南に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 指定を解除する日

令和四年十月三十一日

○宮城県告示第七百四十号

平成十四年宮城県告示第九百七十九号（県設鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

相野沼鳥獣保護区の項第三号を次のように改める。

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第七百四十一号

昭和三十七年宮城県告示第六百三十七号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

万石浦鳥獣保護区の項中「平成十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで」を「令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで」に改める。

○宮城県告示第七百四十二号

昭和四十七年宮城県告示第九百八十五号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

四ヶ銘鳥獣保護区の項第三号を次のように改める。

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

二

仙台鳥獣保護区の項第三号を次のように改める。

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第七百四十三号

昭和五十七年宮城県告示第二百二十八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

江ノ島列鳥獣保護区の項第三号を次のように改める。

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

二

鳴瀬鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

2 区域

東松島市所在国道四五号と県道鳴瀬南郷線との交点を起点とし、同所から同県道を北西及び北に進み市道佐野下今泉線との交点に至り、同所から同市道を北及び東に進み林道根古線との交点に至り、同所から同林道を東進し市道滝山引沢三号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し県道大塩小野停車場線との交点に至り、同所から同県道を南進し国道四五号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

三

矢本浜鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

2 区域

東松島市所在県管理臨港道路西海岸線と北上運河左岸との交点を起点とし、同所から同道路を東南に進み大曲地区海岸堤防との接点に至り、同所から海岸線に向かいつつ 南西進し海岸線に至り、同所から海岸線を南西に進み鳴瀬川河口右岸に至り、同所から同川右岸を北進し北上運河左岸から見通した点に至り、同所から北上運河左岸に至り、同所から同運河左岸を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第七百四十四号

昭和五十八年宮城県告示第二百九十一号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

松島鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

2 区域

宮城県七ヶ浜町所在眺望崎の東端を起点とし、同所から海岸線を北進し七ヶ浜町道菖蒲田海岸線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点に至り、同所から同県道を北東進し、七ヶ浜町道君ヶ岡線との交点に至り、同所から同町道を北西進し県道塩釜

七ヶ浜多賀城線との交点に至り、同所から同県道を西進し塩竈市道錦町一号线との交点に至り、同所から同市道を西進し塩竈市と多賀城市との境界線に至り、同所から同境界線を西進及び北西進し多賀城市道市川線との交点に至り、同所から同市道を南西進し貴船神社北側の里道との交点に至り、同所から同里道を西進し利府町道在加瀬線との交点に至り、同所から同町道を北進及び北東進し利府町道笹町在加瀬線との交点に至り、同所から同町道を北東進し利府町道新道塩釜線との交点に至り、同所から同町道を東進し利府町と塩竈市との境界線に至り、同所から同境界線を北東進、南進及び東進し株式会社東日本旅客鉄道会社仙石線との交点に至り、同所から同線を北進し松島バノラマラインとの交点に至り、同所から同バノラマラインを北西進し県道赤沼松島線との交点に至り、同所から同県道を東進し株式会社東日本旅客鉄道会社仙石線との交点に至り、同所から同線を北進及び東進し陸前大塚駅に至り、同所の東で分岐する同線の旧線跡を東進し、東松島市道東名長石線との交点に至り、同所から同市道を南進し東名橋南端に至り、同所から東名運河南岸を東進し鳴瀬川右岸に至り、同所から同川右岸を河口まで進み、同所から東松島市宮戸波島東端を直線で結び、同所から起点に直線で結ぶ線に囲まれた一円の区域から桂島、野々島、寒風沢島及び朴島を除く区域

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第七百四十五号

平成十四年宮城県告示第九百八十号（県設鳥獣保護区特別保護地区の設定）の一部を次のように改正し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一

松島鳥獣保護区松島特別保護地区の項第二号及び第三号を次のように改める。

2 区域

県指定松島鳥獣保護区のうち松島町と利府町との境界線と海岸線との交点を起点とし、同所から海岸線を北進、西進及び南進し東松島市東名丸山崎南端に至り、同所から南に直進し塩竈市と東松島市との交点に至り、同所から同境界線を東進及び南進し須賀ノ鼻前島南端から東に直進した線との交点に至り、同所から須賀ノ鼻前島南端に直進し、同所から桂島石浜崎南端に直進し、同所から地蔵島南端に直進し、同所から海岸線を右回りに進み北端に至り、防波堤を経て馬放島に至り、海岸線を右回りに進み平崎北端に至り、同所から起点に直線で結ぶ線に囲まれた一円の区域から桂島、野々島、寒風沢島及び朴島を除く区域

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

二

江ノ島列島鳥獣保護区江ノ島列島特別保護地区の項第三号を次のように改める。

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

三

仙台鳥獣保護区青葉山特別保護地区の項第三号を次のように改める。

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第七百四十六号

平成十七年宮城県告示第千八百八十六号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号を次のように改める。

一

1 名称

下伊場野特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

大崎市古川下中目地内県道古川松山線志田橋左岸側を起点とし、同所から同県道を南進し県道利府松山線との交点に至り、同所から県道古川松山線を東進し市道下志引線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道下志引赤羽根線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道松木袋前線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道利府松山線と市道松木二号线との交点に至り、同所から同市道を西進し市道境程沢線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道伊場野線との交点に至り、同所から同市道を西進し宅地と農地の境界にある水路との交点に至り、同所から同水路を北進し鳴瀬川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西進し松山下伊場野と三本木伊場野の境界線との交点に至り、同所から同境界を北進し古川下中目との境界線に至り、同所から同境界を北進し新江合川及び鳴瀬川左岸堤防に至り、同所から同堤防を東進し起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和七年十月三十一日まで（三年間）
○宮城県告示第七百四十七号

平成十四年宮城県告示第九百八十二号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中1を次のように改める。

1 名称

岩沼阿武隈川特定猟具使用禁止区域（銃）

第一号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

第二号中1を次のように改める。

1 名称

新山特定猟具使用禁止区域（銃）

第二号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

第三号を次のように改める。

三

1 名称

小牛田特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

遠田郡美里町内県道鹿島台高清水線と江合川左岸との交点を起点とし、同所から同左岸を東進し大崎市道百々北小牛田線との交点に至り、同所から同市道を南進し美里町道小牛田南郷線との交点に至り、同所から同町道を南東、南西及び南東に進み町道峯山一号線との交点に至り、同所から同町道を南西進し県道涌谷三本木線との交点に至り、同所から南進した直線と遠田郡美里町、大崎市松山の境界線との交点を直線で結び、同所から同境界線を西進し美里町道松ヶ崎六号線西端から南進した直線と同境界線との交点に至り、同所から美里町道松ヶ崎六号線西端を直線で結び、同所から同町道を東進し県道涌谷三本木線との交点に至り、同所から同県道を東進し美里町道牛飼ヶ崎線との交点に至り、同所から同町道を北東及び北に進み県道鹿島台高清水線と

の交点に至り、同所から同県道を西及び北東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第七百四十八号

昭和四十七年宮城県告示第九百八十九号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、令和四年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号を次のように改める。

一

1 名称

鹿島台特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

大崎市鹿島台平渡地内県道鹿島台高清水線と国道346号との交点を起点とし、国道346号を南進し県道石巻鹿島台色麻線との交点に至り、同所から県道石巻鹿島台色麻線を西進し二級河川高城川水系広長川右岸堤防との交点に至り、同所から同川右岸堤防を北進し市道水鶏川線に接続し、同所から同市道を北西進し市道広長線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道半野原線に接続し、同所から同市道を西進し市道蒜沢線との交点に至り、同所から同市道を北及び北東に進み市道長尾北門表沢線に接続し、同所から同市道を北進し市道長尾表沢入線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道鹿島台高清水線との交点に至り、同所から同県道を南東及び南に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

第二号中1を次のように改める。

1 名称

麓特定猟具使用禁止区域（銃）

第二号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第七百四十九号

平成十五年宮城県告示第千十六号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和四

年十一月一日から施行する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿半島指定猟法禁止区域の項第三号を次のように改める。

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和五年十月三十一日まで（二年間）

○宮城県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和四年十月二十八日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地
株式会社O A工業 尾曲 時男	名取市美田園三丁目二十三番地の二 スカイKⅢC一〇一

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業停止期間

令和四年十一月一日から同月十七日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社O A工業は、令和二年五月から同年十一月にかけて、石巻市及び白石市内の工事三件について、建設業の許可を受けずに請負金額が建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二第一項に規定する金額以上の工事請負契約を締結し、令和三年一月までの間に当該工事を完成させた。

これらの工事の受注に際し、発注者から建設業許可通知書の写しの提出を求められた際、許可を受けた建設業者であるかのように偽るため、過去に下請取引の際入手した他の建設業者の許可通知書の写しを改変して提出し、発注者に許可を受けた建設業者であると誤認させた。

このことは、法第二十八条第二項及び第三項に該当する。

○宮城県告示第七百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年十月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

一 道路の種類 県道

二 路線名 女川牡鹿線

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜三番三地先から 同郡同町飯子浜字夏浜三番四地先まで		後	前	三三・九 八二・七		九九・〇	
				三三・七 八二・七		九九・〇	

○宮城県告示第七百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年十月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町飯子浜字飯子二一番三地先から 同郡同町飯子浜字夏浜無番地先まで	令和四年 十月二十八日

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

令和四年十一月三日（木）から十一月三十日（水）まで

三 試験期日

(一) WEB筆記試験

令和四年十二月十日（土）から十三日（火）（期間内にWEB上で受験可能）

(二) 身体検査及び口述試験

令和四年十二月十七日（土）

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定（経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの）

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県庶務業務支援システムに係る保守・運用等業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年一月一日から令和九年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県行政庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は入札書提出時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去五年以内に国又は地方公共団体の庶務システムの開発又は運用保守業務に係る委託契約（委託金額一千万円以上に限る。）を締結し、履行した実績を有すること。（運用保守で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過したものを含む。）

約しているものにあつては履行開始から一年以上経過したものを含む。）

9 次に掲げる条件を全て満たすこと。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること。

(二) プライバシーマーク制度の認定を受けていること。

10 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) 全ての構成員が1に該当し、かつ2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。（企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に重複して参加することはできない。）

11 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-三三三五）へ令和四年十一月十一日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課システム最適化班（電話〇二二-二二-二四七六）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年十一月二十二日（火）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

- (一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十一月十五日(火)から令和四年十一月二十四日(木)までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十一月二十四日(木)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 電子調達システムにより入札する場合

入札の期間 令和四年十一月三十日(水) 午前九時から令和四年十二月八日(木) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 令和四年十二月八日(木) 午後五時
ロ 提出場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出するものとする。

6 開札の日時及び場所

令和四年十二月九日(金) 午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 企画部デジタルみやぎ推進課

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語及び通貨等

本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(二) 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法

入札書には、契約期間全体の委託料総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札執行の方法 一般競争入札

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Maintenance and operation of general affairs work support system for the Miyagi Prefectural Government (1 set)

2 Contract period : January 1, 2023 to December 31, 2027

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building

4 Deadline for Bid Submission : December 8, 2022, 5 : 00 p.m.

5 Time and Place for Bid Selection : December 9, 2022, 10 : 00 a.m. Miyagi Digital Promotion Division, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

6 Contact Information : Mariko Kodama, System Management Section, Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2476

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

- 東松島市赤井字新南三番三、四番、五番、六番一、六番二、七番、八番一、八番三、九番一、九番三、十番、十一番、十二番、十三番、十四番、十五番、十六番、十七番三、四十三番三、四十四番、四十五番、四十六番一、四十六番二、四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番一、五十一番三、五十二番一、五十二番四、五十二番五、五十三番一、五十三番二、五十四番一、五十四番二、五十五番一、五十五番二、五十六番一、五十六番二、五十七番一、五十七番二、五十八番一、五十八番二、五十九番四、五十九番五、百六十番三、百六十一番、百六十二番二、百六十八番二、百六十九番二、百七十番二、百七十一番二、百八十二番三
- 東松島市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和四年十月二十八日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県財務システム運用・アプリケーション保守業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年十月十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 eimiyaagi財務システムサポート企業連合（代表構成員）富士通Japan株式会社宮城支社 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号（構成員）カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号
- 五 落札金額 三億千七百五十二万八千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年九月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和四年十月二十八日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 電波暗室測定システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年八月二十二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社テクノサイエンスジャパン 東京都世田谷区玉川台二丁目二十八番五号
- 五 落札金額 四千百万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年七月八日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第9号
宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年10月28日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則
宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（課等の設置） 第3条（略） 2・3（略）		（課等の設置） 第3条（略） 2・3（略）	
4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。		4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。	
課 等	組 織	課 等	組 織
	(略)		(略)

警 備 課	宮城県警察航空隊
	(略)

5・6 (略)

第3条の2～第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)

警備課

(1)～(11) (略)

(12) 災害対策室及び航空隊の運営に関すること。

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 (略)

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調べ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室

及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ監視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～11 (略)

警 備 課	宮城県警察航空隊
	宮城県警察サミット警備対策室
	(略)

5・6 (略)

第3条の2～第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)

警備課

(1)～(11) (略)

(12) 災害対策室、航空隊及びサミット警備対策室の運営に関すること。

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 (略)

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調べ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察サミット警備対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ監視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～11 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第三四四号(令和四年十月七日付け)中

ページ

段

行

正

四

六

正

誤

有限会社築館クリンセンター

株式会社築館クリンセンター